

意見書の要旨

東京都市計画地区計画経堂駅東地区地区計画の変更に係る都市計画の原案を、平成29年9月15日から平成29年9月29日まで2週間公衆の縦覧に供し、都市計画法第16条第2項の規定により、平成29年10月6日まで3週間意見書の受付を行ったところ、地権者から意見書は提出されなかった。なお、地権者以外からは2通(2名)の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
東京都市計画地区計画 経堂駅東地区計画	<p>地権者以外の方からの意見要旨</p> <p>1 地区計画に関する意見</p> <p>(1)「世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画」、「豪徳寺駅周辺地区地区街づくり計画」、「経堂駅東地区地区計画」の変更は急ぐ必要はなく、再度地域ごとに個別の住民説明会を求める。</p> <p>2 その他の意見</p> <p>(1)経堂駅東地区地区計画を含めた経堂駅周辺地区地区街づくり計画は、実現してもらいたいが、これらの計画をだいなしにする、都道の補助52号、128号、133号線は絶対にやめていただきたい。こんな危険な大型道路が2本も3本も、この狭い経堂駅周辺を分断破壊するのでは「回遊できる歩行者空間」などあったものではない。</p> <p>経堂2丁目の住宅密集地の震災危険性は問題だが、「道路で防災」は、愚論である。</p>	<p>(1)既存の地区計画等については、補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区地区計画の策定に伴い、重複する部分において計画の整合を図るための変更を行います。このため、説明は関連する地区計画等全体で行ってきました。</p> <p>(1)今回の変更は、補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区に重複する区域0.3ヘクタールを経堂駅東地区地区計画及び経堂駅周辺地区地区街づくり計画から補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区地区計画及び地区街づくり計画へ編入するものであり、それ以外に変更はありません。</p> <p>なお、現行の地区計画及び地区街づくり計画は都市整備方針や都市計画の状況を踏まえて決定したものです。</p> <p>都市計画道路の計画管理は東京都で行っています。計画を管理する東京都の担当部署にお伝えします。</p>